

令和4年度 杉並区立済美小学校 体罰等防止基本方針

1 はじめに

この体罰防止基本方針は、東京都教育委員会「体罰根絶に向けた総合的な対策」や「使命を全うする!」、「平成29年度版 服務事故の防止に向けて」を基に、本校における体罰を絶対に起こさないという全教職員の強い意志の下、作成したものである。

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

体罰は、違法行為であるのみならず、児童の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。本校では、「温かい 心と言葉で 体罰ゼロ」を宣言し、以下の取組を行う。

2 体罰等の禁止

本校では、教員等に対し、以下の行為を禁止する。

<体罰の禁止>

児童に対する懲戒のうち、児童の身体に①直接的に肉体的苦痛を与える行為（殴る、蹴る、たたく、投げる等）、②間接的に肉体的苦痛を与える行為（長時間にわたる正座・起立等）は体罰であることを認識し、こうした行為は行わない。

<不適切な指導・行き過ぎた指導の禁止>

児童の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使（手をはたく、おでこを弾く、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出す等）は不適切な指導・行き過ぎた指導であり、こうした行為は行わない。

<暴言の禁止>

児童に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛や負担を与える言動（罵る、脅かす、威嚇する、身体・能力・性格・風貌等の人格を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等）は暴言に当たるため、こうした行為は行わない。

3 体罰等の未然防止

- ① 児童の行動の問題に対応する場面では、感情の高ぶりにまかせることなく、言葉によるコミュニケーションを通じて指導する。
- ② 児童に、何について、なぜ指導するのかを説明し、児童が自らの非を認識し、指導を聞き入れ、反省する態度を示すことができるような指導を行う。
- ③ 児童の行動の問題が発生したときは、その行動のみに着目せず、その行動が発生した状況を分析し、その行動に至った児童の心情に配慮しながら指導を行う。

- ④ 児童の行動の問題について、保護者と連携できる関係を構築するため、日頃から保護者と情報交換を行う。

(2) 校内体制の構築

- ① 体罰はどの学校でも起こり得るという認識の下、組織的な指導体制を構築する。
- ② 教員等の指導力向上のため、管理職が日頃から面談等を活用して指導・助言を行う。
- ③ 教員等が互いに声を掛け合い、相談したり助言し合ったりする。
- ④ 体罰等の防止に向けた校内研修を実施する。

4 校内研修

(1) 基本的事項の研修

- ① 教育公務員としての基本的な心構えについて確認。
- ② 地方公務員法（職務上の義務・身分上の義務）について確認。
- ③ 服務事故の種類について確認。

(2) 事例研究

- ① 全国で発生した過去の具体的な体罰発生事例の把握。
- ② 事例の中のどの部分が問題となるのかを整理。
- ③ どういう状況で体罰等が発生するのかを整理。
- ④ 体罰等防止のために教職員としての必要事項を整理。
- ⑤ 「教職員の服務に関するガイドライン」を確認。

5 体罰等が発生した際の対応

体罰や不適切な指導等が行われたという情報が入った場合、校長が事故の状況を確認し、確認した事実を基に、体罰や不適切な指導等が行われたのかどうかを判断することがすべての対応の基本となる。そして、どのような事実行為があったのか確認し、それが、どのような服務事故に該当するのかということについて根拠を説明できるようにする。

懲戒か体罰かの判断を行う際には、以下の点に留意する。「体罰根絶に向けた総合的な対策」より

- (1) 児童の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考える。
- (2) 当該行為を行った教員等や、当該行為を受けた児童、保護者の主観のみにより判断せず、諸条件を客観的に考慮して判断する。
- (3) 当該行為が、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (4) 児童に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間に渡って保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

(1) 複数からの事情聴取によって事実は何かを判断する。

- ① 事情聴取は、校長・副校長等が同席し、当事者だけでなく関係したすべての者から聴取する。
- ② 児童からの事情聴取は慎重に行い、担任や養護教諭等、児童が信頼をもって安心して話せる者が同席する。
- ③ 事故者と被害者の意見がくいちがっている場合は、関係者も含め具体的に状況を聞き取り、事実を確定していく。

(2) 何が起こったのか具体的に聞き取る。(第三者がその状況を理解できるようにする。)

- ① 事故者と被害者の位置関係を図に書く。
- ② 実際に体を動かし、その場を再現して、状況を捉える。
- ③ 現場で確認する。
- ④ 事实现為となる場面を詳しく聞き取る。(いつ、だれが、何を使って、どこを、どのようにしたか。何を、どのように言ったのか。)
- ⑤ それぞれの証言が事実であることを特定できるものを見つける。
- ⑥ けがや被害状況の有無を確認し、けががあった場合は、状況がわかるように記録を残すとともに、医師の治療を受けたかどうかを確認する。

(3) 時系列で記録を詳しく残す。

- ① 事故者に伝えたこと、事故者が言ったこと等、事実を詳しく残す。
- ② 「強く」「厳しく」「少しだけ」等の情緒的な言葉での表現を避け、行為が具体的に分かるように記録する。

(4) 教育委員会との対応を適切に行う。

- ① 体罰等の事実を確認したら、教育委員会に報告する。
- ② 事故者と被害児童の供述に齟齬がなくなり、服務事故と認定できる事実が確認されたら、早急に報告書をまとめ、教育委員会に提出する。